

令和7年度  
地区社会福祉協議会会長会議  
(ブロック別)

# 資料集

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

# 目次

●令和8年度	地区社会福祉協議会(地区社協)について	1
●令和8年度	地区社協(自治連合会)関係予算(案)	2
●令和8年度	地区社協助成基準(案)	3
●令和8年度	福祉員活動費に関するQ & A	4
●令和8年度	小地域福祉活動強化推進事業(案)	6
●令和8年度	地域歳末たすけあい助成事業(案)	11
●令和8年度	地区社協関連行事予定(案)	15

## ○巻末資料

- ・QRコード一覧

## 地区社会福祉協議会(地区社協)とは

地区社協は、住民自らが自分たちの生活する地域の生活（福祉）課題を自身の課題として受け止め、解決に向けたさまざまな取り組みを通じて、「誰もが安心して、豊かに、暮らし続けることのできる地域（まち）づくり」を進めるための任意組織です。

下関市では、概ね自治連合会を設置区域として、現在65地区（下関圏域48地区、豊田圏域5地区、豊浦圏域5地区、豊北圏域7地区）に地区社協を組織し、地域性に応じた住民福祉活動に取り組んでいます。

## 地区社会福祉協議会(地区社協)はなぜ必要？

住みよい地域づくりに向けて必要なことは、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として地域内において支援を必要としている方を発見し、共通の認識を持ってその方が抱えている生活（福祉）課題の解決に向けた組織づくりや支援活動に主体的に参加することです。

地区社協活動とは、つまりそれぞれの地域の実情に応じた、柔軟な住民福祉活動を継続的、普遍的に進めるための仕組みづくりでもあるのです。

## 活動の財源は？

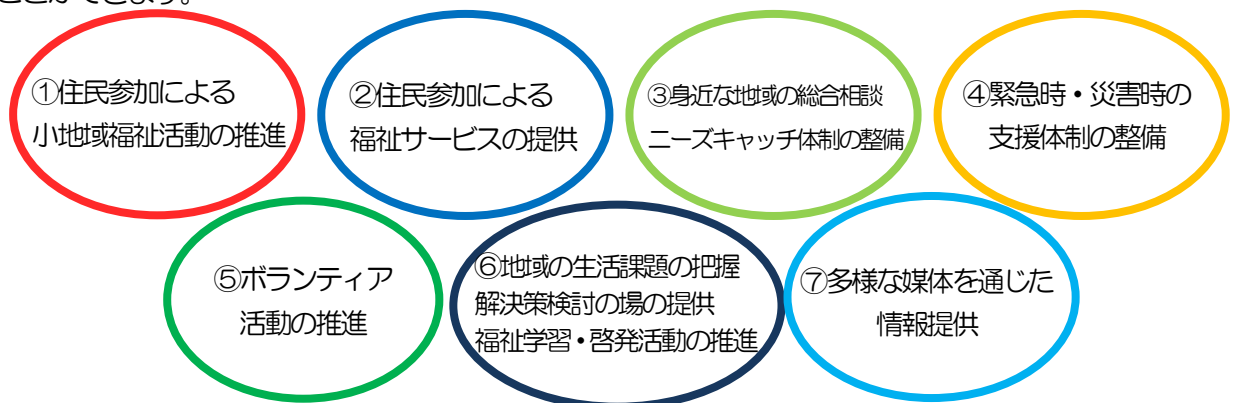
地域福祉活動を進めていくためには、財源を確保することが必要です。地区社協では、さまざまな工夫を凝らしながら、活動費づくりに取り組んでいます。

### 《活動の財源》

- 住民会費、諸団体からの会費
- 市社協からの助成金、共同募助成金等
- 個人や商店からの賛助金・ハザー等の収益金、その他寄付金等

## 地区社協の活動内容は？

地区社協の活動内容は、それぞれの地域特性により異なりますが、基礎活動をベースに、概ね7つの分野に整理することができます。



### 《基礎活動（7つの分野を支える活動）》

- あいさつ・声かけの実施によるふれあい活動
- ご近所の気になることの情報交換
- ごみ出し、掃除、子守りなど困りごとの地域の支え合い
- 活動の対象を、一人暮らし高齢者などの一部の人に限定するのではなく、地域において福祉ニーズを持つ人、全てを対象とした活動の推進

令和8年度 地区社協(自治連合会)関係予算(案)

(単位:円)

財源	項目	R8年度予算	R7年度予算	比較
住民会費	地区社協助成	4,802,000	5,118,000	△ 316,000
	育成費(1)	3,201,000	3,412,000	△ 211,000
	小地域福祉活動推進事業 (メニュー事業)(2)	1,601,000	1,706,000	△ 105,000
赤い羽根募金	地区社協(自治連合会)助成	9,310,000	9,410,000	△ 100,000
	※下関市連合自治会 研修費助成	150,000	150,000	0
	※下関市快適環境づくり 推進協議会助成	150,000	150,000	0
	※下関市防犯対策 協議会助成	150,000	150,000	0
	地区社協助成 (活動推進費)	6,400,000	6,400,000	0
	地区社協助成 (福祉員活動費)	1,560,000	1,560,000	0
	小地域福祉活動推進事業 (メニュー事業)	900,000	1,000,000	△ 100,000
歳末たすけあい募金	地区社協(自治連合会)助成	9,747,000	9,805,000	△ 58,000
	地域歳末たすけあい 助成事業(3)	9,747,000	9,805,000	△ 58,000
合 計		23,859,000	24,333,000	△ 474,000

備考

※予算枠は確保していますが、共同募金委員会で助成金の公募を行うため、審査委員会による審査を経て、助成額が決定されます。

(1) R7会費収入6,402,000円の内50%

(2) R7会費収入6,402,000円の内25%

(3) R7歳末たすけあい戸別募金の80%

令和8年度 地区社会福祉協議会助成基準（案）

財源	名称	地区社協助成基準																		
住民会員会費	地区社協育成費	<p>下関市社協の「住民会員会費」を財源として、地区社協運営を支援するための助成金です。</p> <p>(助成基準)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>前年度の住民会員会費を納めた世帯数に50円を乗じた額。 (前年度の住民会員会費の半額を助成)</p> </div>																		
赤い羽根共同募金	地区社協活動推進費	<p>「赤い羽根共同募金配分金」を財源として、地区社協活動を推進するための助成金です。</p> <p>(助成基準1)</p> <p>前年度の戸別募金実績額の20% (千円未満切り捨て)</p> <p>(助成基準2)</p> <table border="1" data-bbox="295 1030 1444 1702"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1-1</td> <td>〈前年度募金実績額が 500,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉</td> <td>目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (100,000 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-2</td> <td>〈前年度募金実績額が 500,000 円以上 1,000,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉</td> <td>目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (150,000 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1-3</td> <td>〈前年度募金実績額が 1,000,000 円以上の地区で目標額を超えた地区〉</td> <td>目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (250,000 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えた地区〉</td> <td>募金奨励金 (一律に 60,000 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えなかった地区〉</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「目標額」とは、赤い羽根共同募金の戸別募金 (1 世帯当り 400 円) × 世帯数の額を指します。 ※目標額の超過額分の2分の1相当額は、1,000 円未満は切り捨てます。</p>			基準額	1-1	〈前年度募金実績額が 500,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (100,000 円)	1-2	〈前年度募金実績額が 500,000 円以上 1,000,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (150,000 円)	1-3	〈前年度募金実績額が 1,000,000 円以上の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (250,000 円)	2	〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えた地区〉	募金奨励金 (一律に 60,000 円)	3	〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えなかった地区〉	—
		基準額																		
1-1	〈前年度募金実績額が 500,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (100,000 円)																		
1-2	〈前年度募金実績額が 500,000 円以上 1,000,000 円未満の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (150,000 円)																		
1-3	〈前年度募金実績額が 1,000,000 円以上の地区で目標額を超えた地区〉	目標額の超過額分の2分の1相当額と募金奨励金 (250,000 円)																		
2	〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えた地区〉	募金奨励金 (一律に 60,000 円)																		
3	〈前年度募金実績が全市の平均達成率を超えなかった地区〉	—																		

# 令和8年度 福祉員活動費に関するQ & A

令和8年2月

Q1. 『福祉員活動費』の目的は？

A1. 「福祉員の設置促進」と「福祉員活動の充実強化」を図ることを目的としています。

Q2. 『福祉員活動費』の計算方法は？

A2. 令和8年7月1日現在の福祉員数に3,000円を乗じて計算します。

Q3. 『福祉員活動費』の活用方法は？

A3. 次のような活用方法が考えられます。【参考例】

① **福祉員の活動費として活用する。**

- ・基準額（1人3,000円）の全額又は一部を福祉員に交付する。

② **福祉員活動の必要経費として活用する。**

- ・地区社協や市社協が開催する研修会や講座等へ福祉員が参加した際の交通費、昼食代等の経費として活用する。

③ **福祉員活動の充実強化を図るための費用として活用する。**

- ・地区社協による福祉講座や勉強会等の開催費用として活用する。
- ・自治会による、情報交換会（自治会長、民生児童委員、福祉員、保健推進員、食生活改善推進委員、防犯活動員、クリーン推進員、交通指導員などが参加。）等の開催費用として活用する。

(注) 上記は、あくまでも「参考例」です。各地区社協において自治会長さんなど関係者とご協議いただき、地域の実情に応じて有効にご活用ください。

Q4. 7月1日以降、新たに福祉員を設置した場合の追加助成は？

A4. 追加助成はありません。

Q5. 年度途中で福祉員に欠員が生じた場合の精算は？

A5. 精算はしません。ただし、速やかに後任者の推薦等必要な手続きをお願いいたします。

令和7年度福祉員設置状況表

令和7年12月1日現在

地区	地区社協名	自治会数	福祉員設置自治会数	福祉員数	設置率	地区	地区社協名	自治会数	福祉員設置自治会数	福祉員数	設置率
東部	東部第一	13	12	21	92.3%	山陰	川中	13	12	12	92.3%
	東部	3	0	0	0.0%		川中豊町	7	7	12	100.0%
	貴船	11	8	10	72.7%		綾羅木	14	9	10	64.3%
	幸町	9	2	2	22.2%		垢田	5	1	1	20.0%
	地区別 小計	36	22	33	61.1%		熊野	6	0	0	0.0%
中部	上田中	6	5	9	83.3%		安岡	30	27	34	90.0%
	上田中西部	6	5	9	83.3%		吉見	31	29	30	93.5%
	中央地区	13	6	7	46.2%		勝山	40	28	35	70.0%
	丸山第一	5	1	1	20.0%		内日	9	9	9	100.0%
	丸山地区	4	1	2	25.0%		地区別 小計	155	122	143	78.7%
地区別 小計	34	18	28	52.9%	小計	527	372	474	70.6%		
西部	竹崎	6	1	1	16.7%	菊川	豊東	15	15	18	100.0%
	長門今浦	6	2	2	33.3%		岡枝	15	15	15	100.0%
	新地	5	1	2	20.0%		檜崎	12	12	12	100.0%
	伊崎	3	2	3	66.7%	小計	42	42	45	100.0%	
	上新地	6	4	5	66.7%	豊田	殿居	6	6	13	100.0%
	旧神田小校区	6	2	3	33.3%		豊田中	9	9	17	100.0%
	長崎町関西	9	3	3	33.3%		三豊	3	3	5	100.0%
	大和町	3	0	0	0.0%		西市	9	9	26	100.0%
	地区別 小計	44	15	19	34.1%		豊田下	7	7	22	100.0%
北部	神向	14	2	2	14.3%	小計	34	34	83	100.0%	
	大坪第一	6	5	5	83.3%	豊浦	室津	8	8	8	100.0%
	大坪第二	4	3	3	75.0%		黒井	40	40	40	100.0%
	大坪第三	5	3	3	60.0%		川棚	16	16	16	100.0%
	棕野	10	6	7	60.0%		小串	17	17	17	100.0%
	幡生	11	10	12	90.9%		宇賀	9	9	9	100.0%
	後田	11	7	7	63.6%	小計	90	90	90	100.0%	
	山の田	9	8	16	88.9%	豊北	神玉	21	21	21	100.0%
	大学町	8	6	9	75.0%		角島	13	13	13	100.0%
	武久	5	5	6	100.0%		神田	10	10	10	100.0%
	地区別 小計	83	55	70	66.3%		阿川	13	13	13	100.0%
彦島	彦島第一	10	10	10	100.0%		栗野	10	10	10	100.0%
	彦島第二	3	1	1	33.3%	滝部	18	18	18	100.0%	
	彦島第三	10	5	5	50.0%	田耕	14	14	14	100.0%	
	彦島第四	7	7	15	100.0%	小計	99	99	99	100.0%	
	彦島第五	7	6	6	85.7%	合計	792	637	791	80.4%	
地区別 小計	37	29	37	78.4%	総計						
山陽	長府	40	23	41	57.5%	自治会数	福祉員設置自治会	福祉員数	設置率		
	長府東部	21	19	28	90.5%	総計	792	637	791	80.4%	
	王司	16	14	14	87.5%						
	清末	17	17	17	100.0%						
	小月	11	11	12	100.0%						
	王喜	12	10	11	83.3%						
	吉田	21	17	21	81.0%						
地区別 小計	138	111	144	80.4%							

※垢田自治連合会内の垢田2丁目自治会は山の田地区社協に所属

## 令和8年度

## 小地域福祉活動強化推進事業（案）

## ～事業実施者募集のご案内～

この助成金は、地域性に応じた住民主体・住民参加による地域福祉活動を推進するために、  
『地区社会福祉協議会(地区社協)の組織基盤の強化と事業活動の活性化に向けた取組』および  
『自治会における福祉活動の取組』を支援することを目的としています。

## 【助成事業の内容】

1. ふれあいご近所づくり事業 ..... (自治会対象：最大10万円)

2. 福祉の体力づくり事業 ..... (自治会対象：最大10万円)

3. 福祉でまちづくり事業 ..... (地区社協対象：最大20万円)

4. 地域間絆づくり事業 ..... (地区社協対象：最大20万円)

## 《申請から助成金交付までの流れ》

①募集開始 令和8年4月～



②申請・相談 下関市社会福祉協議会にご連絡ください。  
職員が、ご希望やご要望について詳しくお伺いし、該当する事業や助成金額などについて説明及び申請書の作成をサポートいたします。

※申請に必要な書類【申請書・事業計画書(別添1)・収支予算書(別添2)】は、締切期日までにご提出ください。  
なお、別添1・2は事業ごとに作成願います。

③募集締切 1次締切：令和8年5月29日(金)

2次締切：令和8年9月30日(水)

④ 交付決定等 助成金の交付決定は、募集締切後、速やかに行い、決定内容を文書により申請地区社協へお知らせいたします。  
助成金額は、申請内容に応じて個別に決定いたします。

※助成金は、地区社協の口座へ振込により交付します。

※1次締切の助成金交付時期は、6月末頃です。

※2次締切の助成金交付時期は、10月末頃です。

⑤注 意 事 項 助成金の交付対象は、「地区社協」と「単位自治会」です。  
ただし、助成金の交付申請は、「地区社協単位」です。単位自治会から直接申請することはできませんので、ご注意ください。

⑥ 留 意 事 項 ※本助成事業は立ち上げ支援を目的とし、同一事業の助成期間は 最大3年間です。

※前年度の実績報告書が未提出の場合、助成期間(最大3年)中であっても新年度の申請ができません。実績報告は毎年お願いします。

期限：令和8年4月30日(木)

※助成金の財源は、赤い羽根共同募金および下関市社会福祉協議会の住民会員会費です。事業を実施する際は、住民の皆様へ広く周知をお願いします。



# 1.【自治会】メニュー事業(ふれあいご近所づくり)の概要

1. ふれあいご近所づくり事業 (自治会福祉活動推進事業)		助成金額の目安
①自治会福祉活動の推進体制を整備する事業 ◎自治会福祉部(福祉委員会)の設置運営(課題解決の実践母体) ・自治会役員、民生委員、福祉員等の情報共有 ・見守りマップづくり ・課題解決に向けた事業(活動)等検討 ・自治会福祉活動計画の策定など		20,000円以内
②住民相互の出会い・ふれあい・交流を図る事業 ◎ふれあい・交流行事の企画実施(※ <u>単年度で1行事まで対象</u> )		10,000円以内
◎ふれあい・いきいきサロンの実施(定期開催) ・交流による集いの場、居場所、活躍の場の創出 ・孤立防止、見守り、福祉課題の発見		月1回 10,000円以内 月2回 20,000円以内
③住民福祉活動の推進を図る事業 ◎日常生活お助け隊(サポート隊)の結成 ・ゴミ出し、買物、食事、電球交換、片づけ、草刈り、移送支援 など		20,000円以内
◎見守り隊等の結成 ・友愛訪問、手紙、電話、配食、配苗・防犯、子ども見守りなど ◎災害時の要援護者支援体制づくり ・避難訓練、救命救急講習 など		20,000円以内
④住民の福祉意識の啓発を図る事業 ・自治会だよりの作成配布 ・住民座談会・意見交換会・福祉講座の開催 ・住民アンケート、意識調査の実施		10,000円~ 20,000円以内
助成対象：自治会	助成金額：1自治会あたり10万円以内	3年間助成

**※助成金額は、申請状況を踏まえて予算の範囲内で決定します。**

申請条件に該当するか口に✓を入れてご確認ください

- 自治会で新たに実施する事業である。  
(または助成継続中で3年経過していない)
- 助成期間終了後も継続する事業である。
- 自治会に福祉員を設置している。

## 2.【地区社協】メニュー事業(福祉の体力づくり)の概要

目的：地区社協の組織、機能、役割、財源などの充実強化、活動拠点や事務局体制の整備など地区社協の基盤強化を図ります。	助成金額の目安
①地区社協の組織基盤を強化する事業 ・会則・会員制度の見直し ・役員会、部会・会議等の開催(定例開催)	30,000 円以内
②地区内の連携を強化する事業 ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等による交流会 ・地域住民と関係機関等の福祉懇談会など	30,000 円以内
③地域活動の担い手を育成する事業 ・研修会等の開催 ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の合同学習会など	30,000 円以内
④地区社協の活動拠点を整備する事業 ・町民館、空き家、福祉施設等を活用した拠点の整備 ・看板、懸垂幕、のぼり、掲示板の設置 ・必要な資機材、備品等の整備	50,000 円以内
⑤地区社協事務局を設置する事業 ・事務局長（事務局担当者）やコーディネーターの設置  ・会計担当者の設置 ・事務機器、事務備品、名札等の整備	100,000 円以内  30,000 円以内
助成対象：地区社協	助成金額：1 地区社協あたり 20 万円以内
1 年間助成	※拠点を整備する場合は事業費総額の 90%以内で上限を 20 万円とします。 ※ <u>コーディネーター等を設置する場合は 3 年間の継続助成が可能です。</u>

### ※ 助成金額等は、申請状況を踏まえて予算の範囲内で決定します。

申請条件に該当するか口に✓を入れてご確認ください

- 地区社協で新たに実施する事業である
- 助成継続中で3年経過していない  
※但し「福祉の体力づくり」においては、助成期間1年  
コーディネーターを設置する事業は、助成期間3年
- 助成期間終了後も継続する事業である

### 3.【地区社協】メニュー事業(福祉でまちづくり)の概要

目的：「福祉でまちづくり」を推進するために、地区社協活動の充実強化、活性化を図ります。		助成金額の目安
①地域の課題や取組について協議を行う事業 ◎支え合い推進に向けた地域内関係者による会議の開催		30,000 円以内
②住民相互の出会い・ふれあい・交流を図る事業 ◎ふれあい・交流行事の企画実施 ※ <u>単年度に 1 行事まで対象</u>		20,000 円以内
◎ふれあい・いきいきサロンの実施 (※ <u>定期開催</u> )		月 1 回 10,000 円以内 月 2 回 20,000 円以内
③住民福祉活動の推進を図る事業 ◎日常生活お助け隊（サポート隊）の結成		お助け隊 100,000 円以内
・見守りネットワーク活動の実施（見守り隊の結成、給食サービス等）		見守り隊 50,000 円以内
・防犯パトロール隊、子ども見守り隊の結成		
・地域の社会資源マップづくり		社会資源マップ 50,000 円以内
・災害時の要援護者支援体制づくり（避難訓練、救命救急講習）		災害時の要援護者支援体制づくり ～80,000 円以内
・認知症支援に関する研修会や訓練の実施		
・地域の危険箇所マップづくり、通学路の点検		
④地域住民の福祉意識の啓発を図る事業		50,000 円以内
助成対象：地区社協	助成金額：1 地区社協あたり 20 万円以内	3 年間助成

### 4.【地区社協】メニュー事業(地域間絆づくり)の概要

目的：地域性に応じた住民福祉活動を効果的に推進するために、地区社協間の協力・共同・提携による事業の推進を図ります。		
①広域連携事業の企画実施 ※複数の地区社協が連携して実施することで効果的な事業の企画実施 助成金の対象事業は、「福祉の体力づくり事業」又は 「福祉でまちづくり事業」に準じます。		
助成対象：地区社協	助成金額：同一連携事業で 20 万円以内	3 年間助成

令和8年度

# 地域歳末たすけあい助成事業(案)

つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～

この助成金は、高齢者や障害者、子ども、若者、支援を必要とする人など誰もが地域社会の一員として孤立することなく役割を持ち、安心して生活できるよう、新たな年を迎える時期に、地域の幅広い人々が温かく支え合うことができる行事の開催や生活課題を抱えた方（世帯）への支援活動の実施など、様々な福祉活動を展開する地区社会福祉協議会の取組を支援することを目的に実施します。

## 【助成事業の内容】


- |                    |
|--------------------|
| ① 歳末見守りネットワーク事業    |
| ② 年末年始つながり居場所づくり事業 |
| ③ 年越しお助け隊（サポート隊）事業 |




## 《申請から助成金交付までの流れ》

- ① 募集期間 令和8年10月5日～令和8年11月2日
- ② 事業実施期間 令和8年12月1日～令和9年1月31日
- ③ 助成基準 前年度（令和7年度）歳末たすけあい募金（戸別募金）の実績額の80%を上限として助成します。
- ④ 申請・相談 下関市社協(地域福祉課)にご連絡ください。(☎232-2002)  
職員が、ご希望やご要望について詳しくお伺いし、申請手続きや事業実施方法等についてサポートいたします。  
※申請に必要な書類（申請書・事業計画書・収支予算書）は、締切期日までにご提出ください。
- ⑤ 交付決定等 助成金の交付決定は、募集締切後、速やかに行い、決定内容を文書により申請地区社協へお知らせいたします。  
※助成金は、地区社協の口座へ振込により交付します。  
※助成金交付時期は、11月下旬ごろです。

# 令和8年度 地域歳末たすけあい助成事業 助成金交付対象事業

事業名	<b>① 歳末見守りネットワーク事業</b>
事業の目的	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯への見守り・声かけ・安否確認（小地域見守りネットワーク活動）を行うことを目的とします。
対象者	<p>○支援を必要とする世帯等（福祉ニーズを持つ方（世帯））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ひとり暮らし高齢者世帯</li> <li>□高齢夫婦・高齢兄弟(姉妹)世帯</li> <li>□障害者世帯</li> <li>□子育て世帯</li> <li>□ひとり親家庭など</li> <li>□その他、気になる世帯 など</li> </ul> 
対象事業 (例)	<p>○実施事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□歳末おせち料理等の配布</li> <li>□その他、見守り訪問時に持参するもの等例示</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年越しそば ・果物 ・お餅 ・お茶 ・菓子</li> <li>・カレンダー ・防災グッズ ・お掃除グッズ</li> <li>・タオル ・使い捨てカイロ ・マスク など</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童、生徒などからのメッセージカード等のお届け</li> <li>□新入学児童への学用品等の贈呈</li> </ul>
対象経費	<p>○原則として事業の実施に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議費 ・消耗品費 ・食糧費 ・備品費 ・通信運搬費</li> <li>・水道光熱費 ・燃料費 ・保険料 ・賃借料 ・講師謝金など</li> </ul> <p>※役員、担い手に対する賃金、手当は除きます</p>
助成対象	地区社会福祉協議会
助成基準額	<p>○前年度歳末たすけあい募金実績額の80%</p> <p>（※千円未満切り捨て）</p>
その他	助成基準額の範囲内で①②③すべての事業、または組み合わせて実施することが可能です。

事業名	② 年末年始つながり居場所づくり事業
事業の目的	年末年始の時期に、地域住民の誰もが地域社会の一員として、相互に住民同士のつながりや居場所をつくることを目的とします。
対象者	○地域住民 対象者を限定せず、子どもから高齢者、障害者など全ての地域住民を対象
対象事業 (例)	○実施事業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・お楽しみ会</li> <li>・忘年会・新年会</li> <li>・カウントダウン</li> <li>・鏡開き</li> <li>・子どもの学習支援</li> <li>・その他、地域性に   応じた行事</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餅つき大会</li> <li>・凧揚げ大会</li> <li>・書き初め大会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しめ縄づくり</li> <li>・どんど焼き</li> <li>・かくし芸大会</li> </ul> 
対象経費	○原則として事業の実施に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・食糧費</li> <li>・備品費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・水道光熱費</li> <li>・燃料費</li> <li>・保険料</li> <li>・賃借料</li> <li>・講師謝金など</li> </ul> <p>※役員、担い手に対する賃金、手当は除きます</p>
助成対象	地区社会福祉協議会
助成基準額	○前年度歳末たすけあい募金実績額の80% (※千円未満切り捨て)
その他	助成基準額の範囲内で①②③すべての事業、または組み合わせて実施することが可能です。

事業名	<b>③ 年越しお助け隊（サポート隊）事業</b>
事業の目的	新たな年を迎える時期に、地域住民が相互に助けあい、支えあう福祉コミュニティーづくりを進めることを目的とします。
対象者	<input type="checkbox"/> 支援を必要とする世帯等（福祉ニーズを持つ方（世帯）） <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢夫婦・高齢兄弟(姉妹)世帯 <input type="checkbox"/> 障害者世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭など <input type="checkbox"/> その他、気になる世帯 など
対象事業 (例)	<input type="checkbox"/> 実施事業例 <input type="checkbox"/> 年末大掃除の支援 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ふき    ・粗大ゴミ出し    ・家具の移動</li> <li>・部屋の模様替え    ・電池、電球の交換</li> </ul> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <input type="checkbox"/> ふすま・障子等の張替え支援 <input type="checkbox"/> 年末年始の買い出し支援 <input type="checkbox"/> 火災報知器点検の支援 <input type="checkbox"/> しめ縄の取り付けの支援 <input type="checkbox"/> 布団乾燥の支援 <input type="checkbox"/> その他
対象経費	<input type="checkbox"/> 原則として事業の実施に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議費    ・消耗品費    ・食糧費    ・備品費    ・通信運搬費</li> <li>・水道光熱費    ・燃料費    ・保険料    ・賃借料    ・講師謝金など</li> </ul> ※役員、担い手に対する賃金、手当は除きます
助成対象	地区社会福祉協議会
助成基準額	<input type="checkbox"/> 前年度歳末たすけあい募金実績額の 80% （※千円未満切り捨て）
その他	助成基準額の範囲内で①②③すべての事業、または組み合わせて実施することが可能です。

## 令和8年度 地区社協関連行事予定（案）

- ・地区社協、赤い羽根共同募金に関する令和8年度事業計画（案）です。
- ・各事業を実施する際には、地区社協会長（自治会連合会長）様にご連絡をいたします。
- ・諸事情により日程等を変更する場合がございますのでご了承ください。

実施時期		地区社協関係	赤い羽根共同募金関係	
R8 (R7年度)	2月	上旬	・福祉員推薦依頼（任期途中）（自治会長あて） [2/6(金) 発送]	
		下旬	・令和8年度 地区社協会長会議（ブロック別） [2/25(水), 2/27(金), 3/3(火), 3/4(水), 3/5(木), 3/6(金)]	
	3月	中旬	・共同募金礼状送付（自治連合会長あて・自治会長あて）	
R8 年度	4月	上旬	・共同募金結果報告（社協だより）	
		中旬	・地区社協助成金案内（地区社協会長あて） ・メニュー事業募集案内（地区社協会長、自治会長あて）	
	5月	中旬	・地区社協助成金申請期限	
		下旬	・メニュー事業1次募集申請期限	
	6月	中旬	・地区社協助成金交付（口座振込） ・福祉員研修会の開催	
		下旬	・メニュー事業1次助成金交付（口座振込） (世帯数、赤い羽根・募金封筒等の数を調査) ・世帯数等調査依頼（自治会長あて）	
	7月	中旬	・福祉員活動費助成金交付案内（福祉員名簿同封） (地区社協会長あて)	
		下旬	・福祉員活動費助成金交付（口座振込）	
	8月	中下旬	・地域福祉推進大会開催案内（地区社協会長、福祉員あて） ・令和8年度共同募金協力依頼（市連合自治会理事会）	
	9月	中旬		
		下旬	・メニュー事業2次募集申請期限 ・赤い羽根共同募金協力依頼（自治会長あて）	
	10月	上中旬	・令和8年度 下関市地域福祉推進大会 [10/8(木)] ・地域歳末たすけあい助成事業交付申請案内 (地区社協会長あて) ・サロン交流研修会の開催	10/1(木) 赤い羽根共同募金運動開始
		下旬	・メニュー事業2次助成金交付（口座振込）	
	11月	中旬	・災害ボランティアセンター運営研修会(予定)	・歳末たすけあい募金協力依頼（自治会長あて）
12月	上旬	・地域歳末たすけあい助成事業助成金交付（口座振込）		
	下旬		12/31(木) 赤い羽根共同募金運動終了 ↓	
R9 (R8年度)	2月	上旬	・福祉員推薦依頼（任期満了）（自治会長あて）	
		下旬	・令和8年度 地区社協会長会議（ブロック別） ・令和8年度共同募金協力お礼（市連合自治会理事会）	
	3月	中旬	・共同募金礼状送付（自治連合会長あて・自治会長あて）	

### 〔令和8年度 下関市社協重点事業〕

1. 第4期下関市地域福祉活動計画の推進
2. 包括的な支援体制整備の推進
3. 小地域福祉活動の推進・地域福祉活動の担い手の育成

## 地区社会福祉協議会 会長会議（各資料コード一覧）

各資料を、社会福祉協議会 HP に掲載をしています。下記の QR コードより読み取りができます。

### ①会議資料について

- (1) 本資料
- (2) 資料集



下関市社会福祉協議会 HP  
①～⑥

### ②地区社会福祉協議会について

- (1) 地区社会福祉協議会設置基準
- (2) 地区社会福祉協議会助成金交付要綱

### ③福祉員について

- (1) 「任期途中の福祉員の推薦手続きについて」
- (2) 福祉員の推薦にあたって(Q&A)

### ④小地域福祉活動強化推進事業

- (1) 令和7年度 地域福祉活動強化推進事業助成金交付一覧表

### ⑤地域歳末たすけあい助成事業

- (1) 令和7年度 地域歳末たすけあい助成事業助成金交付一覧表

### ⑥参考資料

- (1) 支え合い推進会議
- (2) 緊急連絡カード
- (3) お助け隊・サポート隊
- (4) 小銭募金
- (5) 羽毛プロジェクト

### ⑦各種申請書

- (1) 地区社会福祉協議会会長就任届書
- (2) 地区社会福祉協議会口座変更届



下関市社会福祉協議会 HP  
⑦



『社会福祉法人 下関市社会福祉協議会』 地域福祉課 地域支援係

〒750-0009

下関市上田中町一丁目16番3号 福祉プラザしものせき内

TEL : 083-232-2002 FAX : 083-232-1522